

平成28年11月24日

各 位

会 社 名 山 加 電 業 株 式 会 社
 代 表 者 名 取 締 役 社 長 三 森 茂
 (JASDAQ・コード 1789)
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 中 澤 文 雄
 電 話 番 号 0 3 - 5 9 5 7 - 7 6 6 1

定款の一部変更に関するお知らせ

平成28年11月24日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成28年12月22日開催予定の第101期定時株主総会に附議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、取締役（業務執行取締役は除く）及び監査役と責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。

2. 日程

取 締 役 会 決 議 平成28年11月24日
 定 時 株 主 総 会 予 定 日 平成28年12月22日

3. 定款変更の内容

現 行	変 更 案
第1条～第28条 (条文省略) (<u>条文追加</u>)	第1条～第28条 (現行通り) (<u>取締役の責任免除</u>) 第29条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役でない取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第29条～第37条 (条文省略) (<u>条文追加</u>)	第30条～第38条 (現行通り) (<u>監査役の責任免除</u>) 第39条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第38条～第42条 (条文省略)	第40条～第44条 (現行通り)

(注) 変更箇所は下線を付してあります。

以 上